

## 教育裁判（正田教諭に対する分限免職処分取り消し求める行政訴訟）にご支援ご協力を!!!!!!

「一人の校長と性格が合わないので教育公務員の適格性を欠く」という理由で真面目に教育活動をしてきたわたしは、ある日突然分限免職処分されました・・・こんなことが、東京都で起きています。何としてでも撤回させる覚悟です!!

### □ 緊 急 の お 願 い □

第一回裁判の傍聴に来て応援してください。私が本人陳述をします。

第一回「分限免職処分取消事件」裁判 平成 19 年 9 月 3 日(月)午後 4 時半より  
東京地方裁判所(霞ヶ関) 7 階 710 法廷(傍聴席 50 席の大法廷です)

#### ○ 東京都の教員を突然解雇され公務員の身分も剥奪されました

わたし正田哲也は、平成 16 年 2 月 23 日に 23 年 11 ヶ月勤めていた東京都の教員を突然解雇されました。「教育公務員として適格性を欠くので分限免職とする。」事実と異なる内容や中途半端なことばの文章を処分理由として並べられていました。

特に、第一の理由に挙げられている「理科準備室等への大量の私物のもちこみ」は、「解雇通知された前日にあたる 2 月 22 日にすべて搬出していること」「私物とされているものは、個人使用目的のものではなく、すべて教育活動目的であり、中には他の教職員が授業で使うために借用していたものもある。」ことから、処分理由とするには全く馬鹿げた内容です。

第二の理由に挙げられている「自家用車による通勤」も、(平成 16 年 3 月 1 日に C 型肝炎で亡くなった)父の生存中の介護(自立)と病院への送迎、緊急時への対応目的で申請中のことであって、申請後一年間に亘って校長はわざと申請受理を遅らせ、私や父を困らせました。平成 15 年 5 月になって、「自家用車による通勤」はあっさり認可されているので、これもまた処分理由とするのは馬鹿馬鹿しいことです。

第三の理由の「体罰と隠蔽」については、誤解を招くような事実でない部分かなりあります。サンケイ新聞多摩版の記者は、私を体罰教師として騒ぎ立てるキャンペーンを張ったようです。「やらせ」まで使ってワイドショーで大騒ぎした民間テレビ局もあったようです。

この件については、事実関係をちゃんと調べて公正な処分をしてほしいという願望が私にあります。

当時の校長の私に対する嫌がらせは異常でした。盗撮・待ち伏せ・自宅偵察・詐欺・名誉毀損にあたる行為・私用敷地への不法侵入・授業中に乱入して私の悪口を生徒たちに言う・本人の許可なく私物を開封して写真撮影する・・・数えたら切りがありません。このような校長の職務命令に従わないことが、処分理由になってしまいました。

東京都人事委員会の証人尋問で、この校長は『そもそも校長である私(校長本人)と性格が

合わない人間は教育公務員として適格性を欠く。』と堂々と言っています。

ちなみに私は、この校長以外に8人の校長のもとで勤めましたが、どなたともうまくやってきて、一度も職務命令違反を問われたことはありません。

#### ○ 分限処分とは・・・

公務員に対する行政処分で、世間に知られているのは「懲戒処分」です。これは、公務員が事件を犯したときに、その事件に対して下されるものです。今回、私は懲戒処分を下される覚悟をしていました。意に反しますが、当時の状況は私にとって不利なことが多かったからです。しかし、処分決定する行政の担当者は違っていました。東京都人事委員会の証人尋問で、東京都教育委員会処分担当者は、『ひとつひとつの報告の事件について、「懲戒処分」では「免職」に追い込めないで「分限処分」に切り替えた。』と、これまた堂々と証言しました。

一体どうなっているのでしょうか。

分限処分は本来、対象者が「職務を円滑に遂行することに支障をきたす」ときに適用されるものです。だから、「懲戒処分」がうまくいかないから「分限処分」に切り替えるということとはできないのです。そして私は「職務を円滑に遂行することに支障をきたす」ことは過去に一度もしていません。従って、私は東京都教育委員会に対して、分限免職処分を撤回させ、ひとつひとつの報告事件をちゃんと調べ直すことを請求します。

#### ○ なぜ、すぐに行政訴訟の裁判を起せなかったのか

分限免職処分の取り消しを求めたわたしは、東京都人事委員会に不服申請しました。

しかし、人事委員会委員は石原慎太郎都知事から推薦された人間で、しかも教育現場を全く知らない素人です。書類による意見交換や数回の証人尋問をしましたが、3年たった平成19年1月30日になって、却下されました。

想定内のこととはいえ、ずいぶん引き伸ばされましたが、やっと裁判を起せます。

東京都人事委員会の審査でこの委員は、学校現場を理解しようとせず、最後まで「大量の私物を教育活動に使うことは、理解できない。」と言いつづけ、ひとりの教師(私)が、授業・学級活動・行事・部活動・地域活動・PTA活動・研修研究活動をしていることを認めたくないようでした。また、仮にそれらを認めても、その資料はそれぞれの保管場所があると考えようとしていました。理科準備室にそれらすべてが保管されている事実を認めたくなかったようです。

#### ○ 22年間、生徒・保護者・地域から信頼されていた私がなぜ最後の2年間で・・・

生徒や保護者から支持され、授業の評判も良く、学校行事に中心となって取り組み、また部活動や地域活動に熱心に取り組み、また学年主任として同僚から信頼されていた私を、着任したばかりの校長は私に内緒で「Dランクの指導力不足」として市教委に報告しました。人事委員会の証人尋問でこの校長は「指導力不足だとは思わないが、どうしてもDランクをつけたかったので指導力不足として報告した。」と言いました。そして「その校長と性格が合わないことが、教育公務員として適格性を欠く」として分限免職処分されまし

た。

○ **そこで、お願いです**

今回、私は自分に対して下された分限免職の撤回を求めて、東京都教育委員会に対して行政訴訟を起しました。

そこで、皆様へのお願いですが、教育関係の方は教育現場の実態について、また、「職務を円滑に遂行することに支障をきたす」ことは一度もなかった私がされた、今回の「分限免職」に疑問や義憤を感じられた方は、私が分限対象者ではないこと、異常な教育行政等について、

次の二つの方法(傍聴と陳述)でうったえてほしいのです。

○ **傍聴席から裁判官へ熱い視線を・・・(教育裁判を見届けてください)**

是非、裁判の傍聴に来てください。今回、50人の傍聴席がある部屋での裁判となりました。今後は、第一回傍聴人の数によって、裁判官の姿勢も変わります。

裁判官に行政側からの不当な圧力を跳ね除ける公正な判断をさせるために、傍聴席をいっぱいにしてほしいと思います。お忙しいとは思いますが、お知り合いもお誘いのうえ、是非是非参加してください。

○ **裁判官に陳述書を書いてください(すでに多方面から多くの陳述書が提出されました)**

手紙を書くような形、作文を書くような形など、どんな形でも大丈夫です。

「住所・氏名・認印」があれば陳述書になります。詳細、疑問点がありましたら、私にご連絡ください。私の所に手紙や PC メールで送ってください。私の方で裁判所に提出します。

○ **なぜ、緊急のお願いなのか・・・(困ったことになっています)**

私は今現在、派遣の時間講師として、東京都内の私立高校と私立中学校に勤務しています。

物理と理科を担当して、初任の中村中学時代と変わらない授業スタイルで、生徒たちからは好評を得られています。ところが、さきの国会で教育職員免許法が改定されてしまったため「分限免職を受けた者は自動的にその教員免許資格を失効する。更新は認めない。」こととされてしまいます。つまり、来年度以降、私は教員免許を失ってしまうのです。再び失業です。

ご多忙であり、また厄介なお願いだとは思いますが、私を助けてください。皆様の陳述、証言内容が裁判官に伝われば、裁判官が公平な判断を下す原動力になります。

○ **私の連絡先**

疋田 哲也

**是非是非よろしくお願いします。**